

応 募 要 領

1 業務概要

- (1) 業務委託名 基幹水利施設ストックマネジメント事業岩手7期地区(飯豊揚水機場)機能保全計画策定業務委託
- (2) 業務場所 遠野市青笹町糠前地内
- (3) 業務内容 機能保全計画策定 1施設
- (4) 履行期間 契約の翌日から令和8年2月27日
- (5) 業務予定額 業務予定額の上限は、6,309千円(税抜)とする。
- (6) 目 的 本業務は、基幹水利施設ストックマネジメント事業岩手7期地区(飯豊揚水機場)に係る施設の有効活用を図り、効率的な機能保全対策を推進するものである。
- (7) 仕 様 特記仕様書、契約設計書(金抜き)及び図面による。

2 見積書を徴収する相手方の特定

見積書を徴収する相手方は、企画競争に参加した者のうち、5に示す企画提案書を審査し、評価点が最も高い者とする。

3 応募資格

本業務の応募資格は、次の各号の全てに該当するものであること。

- (1) 「令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。又は、「令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格(全省統一資格・「役務の提供等」)」を有していること。
- (2) 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、3の(7)の技術者が常駐していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 「建設関連業務に係る指名停止措置基準(平成18年6月6日付け建技第141号)」による指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 過去10年間(平成27年度から令和6年度)において、同種業務の実績があること。
※同種業務：「農業水利施設の機能保全の手引き」に基づき、県内の国・県営に係る揚水機場の機能診断及び保全計画策定の実績があること。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているものでないこと。
- (7) 応募する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある次のア～キのいずれかに該当する技術者を有していること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書の提出日において、3か月以上の雇用関係にあることをいう。

ア 技術士(総合技術監理部門：農業－農業土木)

イ 技術士(農業部門：農業土木)

ウ R C C M(農業土木)

エ 大学又は高等専門学校卒業後、農業土木業務の経験が20年以上の者

オ 高等学校又は専修学校卒業後、農業土木業務の経験が25年以上の者

カ 農業土木技術管理士

キ 農業水利施設機能総合診断士

4 応募手続き

(1) 募集期間

令和 7 年 5 月 28 日～令和 7 年 6 月 3 日

(2) 応募方法等

次に示す資料を 10 の「応募・照会等窓口」に提出すること。

ア 提出資料

別紙様式 1「参加表明書」 1 部

イ 受付日時等

受付曜日は月曜日～金曜日（祝祭日を除く）、受付時間は午前 9 時～午後 5 時とする。

5 業務企画に関する提案書（企画提案書）の提出

(1) 受付期間

令和 7 年 6 月 4 日～令和 7 年 6 月 10 日

受付曜日は月曜日～金曜日（祝祭日を除く）、受付時間は午前 9 時～午後 5 時とする。

(2) 提出方法等

参加表明書を提出した者（以下、「参加者」という。）は、次に示す資料を 10 の「応募・照会等窓口」に提出すること。

ア 提出資料

「企画提案書の提出について」（様式 企－1） 1 部

イ 留意事項

提出する企画提案書は 1 者につき 1 点に限る。

また、企画提案書を提出しなかった者は、契約候補者として選定しないものとする。

ウ 企画提案書の記載内容は以下の項目とする。

記 載 項 目	記 載 内 容	様 式
業務の実施手法	機能保全計画策定における各作業項目の実施方法及び手順等を具体的に記載すること。	様式 1
業務の全体スケジュール	業務工程を具体的に記載すること。なお、着手日は、応募要領の公告日に 40 日を加算した日とする。	様式 2
業務の実施体制	各作業項目の実施体制及び配置予定者（担当者）について記載すること。	様式 3
過去の業務実績	県内における同種業務の過去 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度）の全ての実績を記載すること。	様式 4

エ 各項目の評価内容は、以下のとおりとする。

記 載 項 目	評 価 内 容
業務の実施手法	業務の目的及び内容を理解し、各作業項目の実施方法及び実施手順等が妥当であるかどうか。また、実施方法及び実施手順等に工夫・提案があるかどうか。
業務の全体スケジュール	業務全体の工程が妥当であるかどうか。また、工程管理等に工夫がみられるか。
業務の実施体制	各作業項目の実施体制は妥当か。また、配置予定者（担当者）は、業務に有効な経験・資格を有しているか。
過去の業務実績	会社等が、過去 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度）における同種業務の実績をどの程度有しているか。

6 審査結果の通知

- (1) 企画競争に参加した者に対しては、企画提案書の審査結果を通知する。
- (2) 応募要件を満たさないと判断された者に対しては、応募要件を満たしていない理由を通知する。

7 委託先の特定

- (1) 委託先の特定は、別に設置する選定委員会において、企画提案書の内容を基に行う。
- (2) 審査基準は、「企画提案評価表」のとおりとする。
- (3) 審査は非公開とする。
- (4) 選定委員会の審査員は公表しない。

8 契約

- (1) 本業務に係る契約は、委託契約の事務手続きが整い次第、県と委託契約予定者との間で締結する。
- (2) 委託契約締結後、本業務の成果に関する次の各号に掲げる権利等は、県南広域振興局長が継承するものとする。
 - ア 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
 - イ 著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）

9 その他

- (1) 応募資格を満たしている者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、応募資格を認めないことがある。
 - ア 不正又は不誠実な行為があること。
 - イ 経営状況が著しく不健全であると認められること。
 - ウ 県営建設関連業務に係る業務評価が著しく不良であること。
 - エ 労働福祉の状況が受注者として不適当であると認められること。
 - オ その他、不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不適当であると認められること。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
 - ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する場合。
 - イ 記名押印をしていない場合。

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合。

エ 経常共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない場合。

- (3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出した者の負担とし、当該企画競争が中止された場合であっても、その補償を請求することができないものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、当該企画競争に係る事務以外に使用しない。
- (6) 一度提出した企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の対象業務であり、第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。
- (8) 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

10 応募・照会等窓口

〒028-0525 岩手県遠野市六日町 1-22

県南広域振興局農政部遠野農林振興センター農村整備課

TEL 0198-62-9940 FAX 0198-62-1577